

諮問庁：日本私立学校振興・共済事業団

諮問日：平成30年11月16日（平成30年（独情）諮問第65号）

答申日：平成31年2月15日（平成30年度（独情）答申第65号）

事件名：私立大学等経常費補助金に係る調査票のうち障害のある学生に対する
具体的配慮の取組状況に関するものの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「学生経費にかかる調査票①「障害のある学生」 II 障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況（平成27，28，29年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年7月4日付け私事総第109号により，日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示とされた部分として，「法人番号，学校コード，取組状況，取組内容，調査票作成担当者（所属・氏名），電話番号」を挙げられていました。ところが，各調査票には「学校法人名，学校名」が挙げられており，今回の不開示の対象から除外されています。そもそも，「学校法人名，学校名」が特定されないためには，「学校法人名，学校名，法人番号，調査票作成担当者（所属・氏名），電話番号」（以下「当該法人名に関連した情報」という。）を不開示とした上で，「取組状況，取組内容」を開示していただければ，「当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」は消失するものと思われま。審査請求に係る処分の内容として，「例えば当該取組の1から4の項目は，当該取組を行っていても，対象要件を満たす学生が在籍をしていないと「いいえ」で回答をしてもらうこととしています。よって，当該取組を実施していても対象学生が在籍していない大学法

人は、これを公にすると、当該取組を実施していないと想定されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とあります。しかしながら、「いいえ」という回答をしていること自体、既に処分庁からの補充金受領を断念しているとみなされ、すなわち利益を放棄しているとみなされます。よって、このたびの情報開示によって、ご説明のような「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が改めて生じることはありません。そもそもこの開示請求の目的は、同一年度における個別的な法人間の横断的比較ではなく、当該調査票を提出した全法人総体における3年間での縦断的比較ができればよいのであります。このような理由で、当該法人名に関連した情報を秘匿した上で、「取組状況、取組内容」のみの開示をしていただけますよう、審査をお願いいたします。

イ 上記の趣旨から一步譲って、当該取組の1から4の項目が当該取組を実施していないと想定されるおそれがあるとしても、5から8の項目については、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の根拠が示されていないので、少なくとも、当該法人名に関連した情報を秘匿した上での「取組状況、取組内容」は開示されて差し支えないものと考えます。こちらの点についても審査をお願いいたします。

(2) 意見書

諮問庁がこのたびの不開示の理由としているのは、専ら法5条2号イに該当するとされていますが、審査基準の規定では、「「害するおそれ」に該当するか否かの判断にあたっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、憲法上の権利の保護の必要性や行政との関係を十分考慮した上で判断することとし、単なる確率的な可能性ではなく法的な保護に値するか否かを見極めることとする」とされていますので、その点を精査していただきたくお願いいたします。同様に、法5条4号に該当するとされている件に関しても、「「支障」の程度は名目的なものではなく実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される」という点の精査をお願いいたします。

また、このたびの諮問庁の理由説明書(下記第3)に付記された「本件対象文書の学校法人名、学校名は、事業団のホームページで、学校名、補助金額等の記載がある補助金の学校別交付額一覧を公表していることから、不開示情報ではないので、不開示とすることはできない。」とされていますが、法6条2項関係の部分開示に関連した審査基準の①の規定では、「氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の

権利利益の保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする」とされていますので、学校名等の削除は可能であり、その主張は成立しないと考えます。こちらについても、「公開しても個人の権利利益を害するおそれがない」かどうかの精査をお願いします。

第3 諮問庁の説明の要旨

法9条1項の規定に基づき、平成30年5月10日付で事業団に対して、審査請求人より開示請求のあった「私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準の障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況に挙げられている8項目の区分について、各大学への調査をなされた際の調査結果を示した文書。（平成27、28、29年度分）」について、原処分理由は以下のとおりである。

1 本件対象文書について

開示請求文書に相当するものとして、「学生経費に係る調査票①「障害のある学生」 II 障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況(平成27、28、29年度)」(本件対象文書)を当該文書として特定したものである。

2 「取組状況」と「取組内容」を不開示とした理由について

当該調査票による調査は統計等をとるために実施しているものではなく、私立大学経常費補助金(以下「補助金」という。)の交付を申請する大学法人に、障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況を確認するために提出を求めているものである。

当該調査票の取組状況、取組内容については、大学法人の公的性格を考慮してもなお、これを公にすると、各大学法人の項目ごとの取組状況が明らかになり、取組を実施していないことが、マイナスイメージで捉えられることが想定され、また取組内容についても、記載内容によっては、取組を熱心に行っていないと受け取られ、マイナスイメージで捉えられるおそれがある。

また、当該取組の1から4の項目は、当該取組を行っていても、対象要件を満たす学生が在籍していないと「いいえ」で回答してもらうこととしており、該当する大学法人は、当該取組を行っていないと誤解され、マイナスイメージで捉えられるおそれがある。

よって、取組状況と取組内容を公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し不開示とした。

前述のとおり、当該調査票は補助金の交付の確認を行うために実施しているものであり、公表を前提に実施しているものではないことから、これらの情報を公にすると、事業団が実施している調査等に支障をきたすおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5

条4号に該当するため不開示とした。

なお、審査請求書では「「学校法人名、学校名」が特定されないためには、「学校法人名、学校名、法人番号、調査書作成担当者(所属・氏名)、電話番号」を不開示とした上で」との記述があるが、本件対象文書の学校法人名、学校名は、事業団のホームページで、学校名、補助金額等の記載がある補助金の学校別交付額一覧を公表していることから、不開示情報ではないので、不開示とすることはできない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月10日 審議
- ④ 同月17日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成31年1月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書のうち「取組状況」欄及び「取組内容」欄部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているものと解されるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件不開示部分は、各大学法人から提出のあった補助金算定のための調査票のうち「障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況」欄中の「取組状況」欄及び「取組内容」欄に対する各大学法人の回答部分である。

イ 当該部分は、事業団が作成した調査票様式に、各大学法人が調査対象年度における取組状況及び取組内容を記載したものである。

障害のある学生に対する取組は、各大学法人が、在籍する学生の障害の内容、程度等個々の状況等を踏まえて行うものであり、各大学法人それぞれの事情に応じた取組に差異があるところ、当該部分を公にすると、これらの記載内容のみを比較して各大学法人の取組が他より

劣っているなどと誤解を招く可能性があり、各大学法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。また、これを公にすると、事業団の実施している調査等について、支障を来すおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条4号にも該当する。

ウ なお、審査請求人は、当該法人名に関連した情報を秘匿した上で、本件不開示部分のみを開示するよう主張しているが、本件における原処分においては、学校法人名及び学校名は既に開示していることから、当該主張は認められないと考える。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 本件不開示部分は、各大学法人から提出のあった調査票のうち「障害のある学生に対する具体的配慮の取組状況」欄中の「取組状況」欄及び「取組内容」欄に対する各大学法人の回答部分であることが認められる。

イ 当該部分は、各大学法人が調査対象年度における在籍する学生の障害の内容、程度等個々の状況等を踏まえた取組状況及び取組内容を記載したものであり、その取組には、それぞれの大学の事情に応じた差異があると認められるところ、これを公にすると、これらの記載内容のみを比較して各大学法人の取組が他より劣っているなどと誤解を招く可能性があり、各大学法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司